

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月19日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上セレクション・日本株TOPIX
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年9月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、半期報告書の提出に伴う新たな情報の更新、および原届出書記載事項の一部について訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は、原届出書が更新されます。また<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(略)

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成23年7月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成23年7月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

<訂正後>

(略)

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成24年1月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成24年1月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(略)

(上記の体制や人員等については、平成23年7月末日現在)

<訂正後>

(略)

(上記の体制や人員等については、平成24年1月末日現在)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(略)

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(1) 超過額については、平成25年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金(2) は課税されません。平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15%となります。なお、益金不算入制度が適用されます。

- (1) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、特別分配金が支払われた際に調整されます。
- (2) 「特別分配金」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

<訂正後>

(略)

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(2) 超過額については、平成24年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われ、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(2) は課税されません。平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15.315%となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。
- (2) 「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

5 運用状況

「(1) 投資状況」、「(3) 運用実績」、「(4) 設定及び解約の実績」および<参考情報>については、以下の内容に更新されます。

<更新後>

以下は平成24年1月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,307,703,573	100.07
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		5,152,456	0.07
合計(純資産総額)		7,302,551,117	100.00

(ご参考：親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----	---------	---------

株式	日本	125,432,610,910	99.13
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		1,100,123,136	0.86
合計(純資産総額)		126,532,734,046	100.00

(3) 運用実績

純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成14年 6月20日)	81	81	1.0177	1.0177
2期	(平成15年 6月20日)	210	210	0.8851	0.8851
3期	(平成16年 6月21日)	518	518	1.1460	1.1460
4期	(平成17年 6月20日)	1,088	1,088	1.1616	1.1616
5期	(平成18年 6月20日)	2,589	2,589	1.5112	1.5112
6期	(平成19年 6月20日)	4,359	4,359	1.7975	1.7975
7期	(平成20年 6月20日)	6,269	6,269	1.3830	1.3830
8期	(平成21年 6月22日)	5,780	5,780	0.9548	0.9548
9期	(平成22年 6月21日)	6,642	6,642	0.9463	0.9463
10期	(平成23年 6月20日)	6,935	6,935	0.8584	0.8584
	平成23年 1月末日	7,432	-	0.9605	-
	2月末日	7,747	-	1.0038	-
	3月末日	7,359	-	0.9258	-
	4月末日	7,191	-	0.9073	-
	5月末日	7,181	-	0.8928	-
	6月末日	7,379	-	0.9042	-
	7月末日	7,353	-	0.8953	-
	8月末日	7,023	-	0.8197	-
	9月末日	7,126	-	0.8179	-
	10月末日	7,175	-	0.8201	-
	11月末日	6,918	-	0.7816	-
	12月末日	7,005	-	0.7822	-
	平成24年 1月末日	7,302	-	0.8096	-

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期	年月日	収益率(%) (分配付)
1期	(平成14年 6月20日)	1.8
2期	(平成15年 6月20日)	13.0
3期	(平成16年 6月21日)	29.5
4期	(平成17年 6月20日)	1.4
5期	(平成18年 6月20日)	30.1
6期	(平成19年 6月20日)	18.9
7期	(平成20年 6月20日)	23.1
8期	(平成21年 6月22日)	31.0
9期	(平成22年 6月21日)	0.9
10期	(平成23年 6月20日)	9.3

自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日	15.7
--------------------------------	------

(4) 設定及び解約の実績

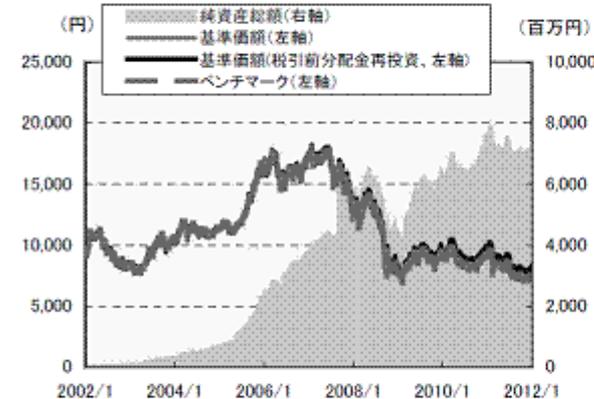
期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
1期	80,427,021		80,427,021
2期	164,578,523	6,939,262	238,066,282
3期	298,163,025	84,014,730	452,214,577
4期	656,975,453	172,255,297	936,934,733
5期	1,344,361,671	567,578,640	1,713,717,764
6期	1,462,025,964	750,598,261	2,425,145,467
7期	2,931,305,114	823,171,874	4,533,278,707
8期	2,485,548,407	965,221,439	6,053,605,675
9期	2,103,006,279	1,137,103,572	7,019,508,382
10期	2,100,335,609	1,040,442,317	8,079,401,674
自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日	2,354,057,311	1,072,781,457	9,019,854,005

< 参考情報 >

(平成24年 1月31日現在)

基準価額、パフォーマンス等の状況

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※ベンチマークは設定日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2001年9月25日)
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	8,096円
純資産総額	7,303百万円

騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
ファンド	+3.50	-1.28	-9.57	-15.71	-0.72	-19.04
ベンチマーク	+3.66	-1.15	-10.23	-17.01	-4.88	-25.17

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りと異なります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

期	分配日	分配額
第6期	2007年6月20日	0円
第7期	2008年6月20日	0円
第8期	2009年6月22日	0円
第9期	2010年6月21日	0円
第10期	2011年6月20日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産構成

資産	比率(%)
株式	99.1
株式先物	0.7
短期金融資産等	0.2
合計	100.0

純資産総額 126,533百万円

組入上位10業種

業種名	比率(%)
1 電気機器	13.4
2 輸送用機器	9.9
3 銀行業	9.5
4 情報・通信業	6.4
5 化学	6.0
6 卸売業	5.6
7 機械	5.2
8 医薬品	4.9
9 小売業	4.1
10 陸運業	4.1

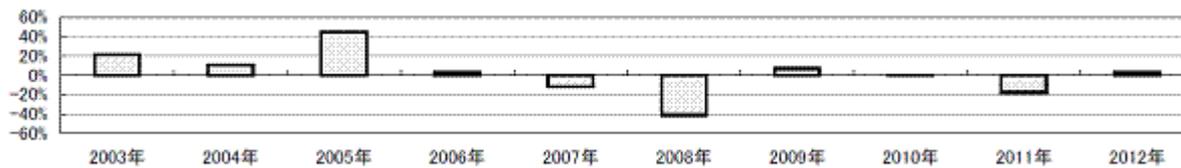
組入上位10銘柄

銘柄名	業種名	比率(%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.5
2 三菱UFJ FG	銀行業	2.5
3 本田技研工業	輸送用機器	2.2
4 キヤノン	電気機器	2.0
5 三井住友 FG	銀行業	1.7
6 日本電信電話	情報・通信業	1.7
7 みずほ FG	銀行業	1.4
8 ファナック	電気機器	1.3
9 武田薬品工業	医薬品	1.3
10 三菱商事	卸売業	1.2

組入銘柄数 1022

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
 ※比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※株式には、新株予約権証券を含む場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 ※当年の収益率は昨年末と基準日の収益率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

（略）

f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。

信託財産留保額はありませぬ。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりませぬ。

その他の受益者（法人）の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対し所得税7%（平成26年1月以降は15%）の源泉徴収が行われませぬ。

（略）

<訂正後>

（略）

f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。

信託財産留保額はありませぬ。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりませぬ。

その他の受益者（法人）の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対し所得税7%（平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%、平成26年1月1日以降は15.315%）の源泉徴収が行われませぬ。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

<追加>

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成してあります。
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示してあります。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間（平成23年6月21日から平成23年12月20日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けてあります。

中間財務諸表

東京海上セレクション・日本株TOPIX

(1) 中間貸借対照表

区 分	注記 番号	当中間計算期間末 平成23年12月20日現在
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		6,840,200,711
未収入金		25,384,919
流動資産合計		6,865,585,630
資産合計		6,865,585,630

負債の部		
流動負債		
未払解約金		3,057,937
未払受託者報酬		3,321,394
未払委託者報酬		18,821,153
その他未払費用		184,435
流動負債合計		25,384,919
負債合計		25,384,919
純資産の部		
元本等		
元本	1	8,878,829,056
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2	2,038,628,345
(分配準備積立金)		456,126,926
元本等合計		6,840,200,711
純資産合計		6,840,200,711
負債純資産合計		6,865,585,630

(2) 中間損益及び剰余金計算書

		当中間計算期間 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
区 分	注記 番号	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益		717,798,096
営業収益合計		717,798,096
営業費用		
受託者報酬		3,321,394
委託者報酬		18,821,153
その他費用		184,435
営業費用合計		22,326,982
営業利益又は営業損失（ ）		740,125,078
経常利益又は経常損失（ ）		740,125,078
中間純利益又は中間純損失（ ）		740,125,078
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		12,054,318
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,144,016,921
剰余金増加額又は欠損金減少額		72,799,414
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		72,799,414
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		
剰余金減少額又は欠損金増加額		239,340,078
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		239,340,078
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		2,038,628,345

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(追加情報)

当中間計算期間 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 平成23年12月20日現在
1. 1 期首元本額	8,079,401,674円
期中追加設定元本額	1,307,017,515円
期中一部解約元本額	507,590,133円
2. 1 中間計算期間末日における受益権の総数	8,878,829,056口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,038,628,345円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 平成23年12月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

(1口当たり情報に関する注記)

当中間計算期間末 平成23年12月20日現在	
1口当たり純資産額	0.7704円
(1万口当たり純資産額)	7,704円)

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本株TOPIXマザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本株TOPIXマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		平成23年12月20日現在
区 分	注記 番号	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		2,871,484,991
株式	2	119,231,304,190
未収配当金		16,511,700
未収利息		5,191
前払金		92,688,000
流動資産合計		122,211,994,072
資産合計		
122,211,994,072		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		87,108,500
未払解約金		37,958,122
流動負債合計		125,066,622
負債合計		
125,066,622		
純資産の部		
元本等		
元本	1	242,541,165,266
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3	120,454,237,816
元本等合計		
122,086,927,450		
純資産合計		
122,086,927,450		
負債純資産合計		
122,211,994,072		

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(追加情報)

自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
本書における開示対象ファンドの当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成23年12月20日現在
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	232,057,284,821円
同期中における追加設定元本額	28,022,748,584円
同期中における一部解約元本額	17,538,868,139円
同中間期末における元本額	242,541,165,266円
元本の内訳 *	
東京海上日本株T O P I Xファンド	2,402,902,275円
東京海上セレクション・日本株T O P I X	13,588,003,002円
L P S 4 資産分散ファンド (慎重型)	232,284円
L P S 4 資産分散ファンド (安定重視型)	2,765,503円
L P S 4 資産分散ファンド (バランス型)	6,401,672円
L P S 4 資産分散ファンド (成長重視型)	5,489,793円
L P S 4 資産分散ファンド (積極型)	3,997,338円
T M A 日本株式インデックスV A < 適格機関投資家限定 >	139,165,017,564円
T M A 世界バランスファンド55 V A < 適格機関投資家限定 >	8,053,075,466円
T M A 世界バランスファンド35 V A < 適格機関投資家限定 >	79,305,777,396円
T M A 新興国重視型バランスV A (適格機関投資家限定)	670,924円
T M A 債券重視型バランスV A (適格機関投資家限定)	1,811,767円
T M A 資産分散型バランスV A (適格機関投資家限定)	5,020,282円

計	242,541,165,266円
2. 1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	242,541,165,266口
3. 2 担保資産	代用有価証券として、担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 619,000,000円
4. 3 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は120,454,237,816円であります。

(注1) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(注2) 3.については、決算日現在の代用有価証券の時価額を記載

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成23年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(平成23年12月20日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,854,718,000		2,767,620,000	87,098,000
	東証株価指数先物	2,854,718,000		2,767,620,000	87,098,000
合計		2,854,718,000		2,767,620,000	87,098,000

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

平成23年12月20日現在	
1口当たり純資産額	0.5034円
(1万口当たり純資産額	5,034円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<訂正前>

平成23年7月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円の発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

(略)

<訂正後>

平成24年1月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円の発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

(略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(略)

平成23年7月29日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,530
追加型株式投資信託	104	1,534,549
単体型公社債投資信託	0	0
単体型株式投資信託	6	31,852
合計	111	1,571,932

<訂正後>

(略)

平成24年1月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,777
追加型株式投資信託	114	1,468,697
単体型公社債投資信託	0	0
単体型株式投資信託	8	35,068
合計	123	1,509,543

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

<訂正前>

1. 当社の財務諸表は、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しており、第26期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び第26期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び第26期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 につきまして、前記の訂正のほか、「中間財務諸表」として以下の内容が追加されます。

中間財務諸表

(イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,877,714
前払費用		111,065
未収委託者報酬		1,431,484
未収収益		2,284,043
繰延税金資産		260,956
その他の流動資産		10,856
流動資産計		8,976,121
固定資産		
有形固定資産	* 1	295,637
建物		166,605
器具備品		129,031
無形固定資産		3,144
電話加入権		3,144
投資その他の資産		957,741
投資有価証券		12,756
関係会社株式		254,342
その他の関係会社有価証券		30,000
長期前払費用		168,413
敷金		365,285
繰延税金資産		126,944
固定資産計		1,256,522
資産合計		10,232,644
負債の部		
流動負債		
預り金		33,579
未払金		1,453,864
未払手数料		379,529
その他未払金		1,074,335
未払費用		48,982
未払消費税等	* 2	65,082
未払法人税等		527,000
前受収益		473,789
賞与引当金		360,046
流動負債計		2,962,345
固定負債		
退職給付引当金		104,762
役員退職慰労引当金		22,240
固定負債計		127,002
負債合計		3,089,348
純資産の部		
株主資本		7,143,737

資本金	2,000,000
利益剰余金	5,143,737
利益準備金	388,426
その他利益剰余金	4,755,310
繰越利益剰余金	4,755,310
評価・換算差額等	440
その他有価証券評価差額金	440
純資産合計	7,143,296
負債・純資産合計	10,232,644

(口) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成23年 4月 1日	
至 平成23年 9月 30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,758,232
運用受託報酬	3,141,204
投資助言報酬	11,478
その他営業収益	736
営業収益計	5,911,652
営業費用	
支払手数料	1,002,774
広告宣伝費	58,195
公告費	1,190
調査費	1,733,209
調査費	666,714
委託調査費	1,066,494
委託計算費	42,098
営業雑経費	72,805
通信費	15,795
印刷費	37,787
協会費	10,839
諸会費	3,263
図書費	5,120
営業費用計	2,910,272
一般管理費	
給料	986,039
役員報酬	34,845
給料・手当	867,660
賞与	83,534
交際費	5,740
旅費交通費	55,663
租税公課	23,046
不動産賃借料	172,957
役員退職慰労引当金繰入	4,070
退職給付費用	33,674
賞与引当金繰入	360,046
固定資産減価償却費	* 1 48,827
法定福利費	185,555
福利厚生費	6,438
諸経費	148,633

一般管理費計	2,030,695
営業利益	970,684
営業外収益	
受取配当金	37,437
受取利息	401
雑益	971
営業外収益計	38,810
営業外費用	
雑損	11,820
営業外費用計	11,820
経常利益	997,674
税引前中間純利益	997,674
法人税、住民税及び事業税	512,902
法人税等調整額	53,177
法人税等合計	459,742
中間純利益	537,932

(八) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	334,429
当中間期変動額	
剰余金の配当	53,996
当中間期変動額合計	53,996
当中間期末残高	388,426
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	4,811,339
当中間期変動額	
剰余金の配当	593,960
中間純利益	537,932
当中間期変動額合計	56,028
当中間期末残高	4,755,310
利益剰余金合計	
当期首残高	5,145,769
当中間期変動額	
剰余金の配当	539,964
中間純利益	537,932
当中間期変動額合計	2,032
当中間期末残高	5,143,737

株主資本合計	
当期首残高	7,145,769
当中間期変動額	
剰余金の配当	539,964
中間純利益	537,932
当中間期変動額合計	2,032
当中間期末残高	7,143,737
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	47
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	393
当中間期変動額合計	393
当中間期末残高	440
評価・換算差額等合計	
当期首残高	47
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	393
当中間期変動額合計	393
当中間期末残高	440
純資産合計	
当期首残高	7,145,721
当中間期変動額	
剰余金の配当	539,964
中間純利益	537,932
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	393
当中間期変動額合計	2,425
当中間期末残高	7,143,296

(二) 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p>

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)				
1 有形固定資産の減価償却累計額	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">81,235千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">371,376千円</td> </tr> </table>	建物	81,235千円	器具備品	371,376千円
建物	81,235千円				
器具備品	371,376千円				
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
1 減価償却実施額	有形固定資産	48,827千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成23年 6月29日定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金総額・・・・・・・・・・509,964千円				
(ロ) 配当の原資・・・・・・・・・・利益剰余金				
(ハ) 1株当たり配当額・・・・・・・・13,315円				
(ニ) 基準日・・・・・・・・・・平成23年 3月31日				
(ホ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成23年 6月30日				
(2) 金銭以外による配当				
平成23年 6月15日臨時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当財産の種類・・・・・・・・株式会社東京海上研究所 普通株式				
(ロ) 配当財産の帳簿価額・・・・・・・・30,000千円				
(ハ) 1株当たり配当額・・・・・・・・783円				
(ニ) 基準日・・・・・・・・・・平成23年 6月15日				
(ホ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成23年 6月21日				

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成23年 9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	4,877,714	4,877,714	
(2)未収委託者報酬	1,431,484	1,431,484	
(3)未収収益	2,284,043	2,284,043	
(4)投資有価証券 其他有価証券	12,756	12,756	
(5)敷金	365,285	258,243	107,042
(6)未払金	(1,453,864)	(1,453,864)	

（*）負債で計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「(二) 重要な会計方針」の「1. 資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関連会社有価証券（中間貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	4,531	4,500	31
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	8,225	9,000	774
合計		12,756	13,500	743

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がおりますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。

（ 1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）
1株当たり純資産額	186,509円04銭
1株当たり中間純利益金額	14,045円23銭
	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	537,932千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益	537,932千円
期中平均株式数	38,300株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(平成23年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(平成23年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

()平成23年3月末日現在。

<訂正後>

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(平成23年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(平成23年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

()平成23年9月末日現在。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年2月15日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本株TOPIXの平成23年6月21日から平成23年12月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・日本株TOPIXの平成23年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年6月21日から平成23年12月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月27日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。